

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年9月5日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託

#### (2) 目的

区では、令和5年9月に「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」を策定し、「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とし、Wi-Fiの区内全域での統一的な配備を進めている。整備に合わせ、Wi-Fiの運営管理を包括的に委託することで、利用者や施設からの問い合わせに一元的に対応できる窓口を実現し、効率的な運用を図るとともに、区民がWi-Fiの利用や活動にあたってサポートする体制を構築し、また、Wi-Fiの利活用を促進する講座等を実施することで、区民の利便性向上やデジタルデバイドの解消、区民活動のさらなる活性化を図ることを目的とする。

#### (3) 委託業務内容

##### (i) 利用者・施設からの問い合わせ対応

【令和7年1月～令和7年3月、想定件数50～100件程度/月】

- ア. コールセンターの設置やデジタル技術等の活用により、利用者・施設からのWi-Fi機器の利用に関する各種問い合わせへの対応を行うこと。
- イ. 問い合わせに対応する範囲の詳細は説明書による。
- ウ. 施設利用時間帯での迅速な対応が必要であることから、基本的には平日・土日・祝日・夜間の時間帯も含め対応できるようにすること。(原則、9時～23時/365日の対応)
- エ. 対応言語については日本語のみとする。
- オ. 対応にあたっては、事前に対応マニュアル等を作成し、区に協議を行うこと。
- カ. 問い合わせの対応記録を作成し、当月分を翌月の10日までに区に提出すること。
- キ. 対応が困難なエスカレーション案件やトラブルが発生した場合は、区にできるだけ早急に報告すること。

##### (ii) Wi-Fi マップの制作・周知（紙媒体の配布を除く）

- ア. 区民・団体による各施設でのWi-Fiの利用を促進するため、世田谷区フリーWi-Fi整備計画に基づき整備する区内全域におけるWi-Fiマップを制作すること。  
(電子データ及び紙媒体、紙部数：4,500部)
- イ. Wi-Fiマップに掲載する施設の範囲の詳細は説明書による。
- ウ. 区民が分かりやすい内容・構成とし、施設情報や各Wi-Fiの利用方法のほか、効果的な活用事例も掲載すること。
- エ. 掲載する施設は以下のとおりとし、施設の名称や住所、Wi-Fiの種別等について

は区から提供する。

- ① 行政手続き：本庁舎、総合支所、出張所、まちづくりセンター
- ② 生涯学習・教育学習：児童館、図書館、教育総合センター
- ③ 区民活動利用：本庁舎（世田谷区民会館、区民交流スペース等）、まちづくりセンター（活動フロア）、区民会館、区民センター、地区会館、区民集会所、大蔵第二運動場、世田谷美術館、文学館、平和資料館、がやがや館、ひだまり友遊会館、スカイキャロット展望ロビー、文化生活情報センター（生活工房）、パブリックシアター、クロッシングせたがや、保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）、青少年交流施設、公園（広域避難所のみ）、教育総合センター、郷土資料館、民家園

オ．周知にあたっては、区のホームページなど広報媒体への掲載のほか、広く区民に周知を図れるよう、効果的な PR を検討・実施すること。

### (iii) Wi-Fi 利用促進講座の開催

ア．高齢者等へのデジタルデバインド対策のほか、子ども・若者、子育て世帯など、様々な属性の利用者に向けて、Wi-Fi 利用促進講座を実施すること。

イ．区が想定する講座のテーマ（案）については以下のとおりとし、各地域・地区の状況やニーズに合わせて内容を提案し、区と協議のうえ実施内容を決定すること。

<テーマ（案）>

- ・地域コミュニティ：オンライン交流会、リモート会議、デジタルで世田谷を楽しむ 等
- ・健康増進：オンライン健康体操、運動講座、e スポーツ講座 等
- ・子育て：オンライン相談会、子育て交流会、子どもの遊び講座 等
- ・文化・芸術：デジタルを活用した文化・芸術活動、オンライン配信 等
- ・高齢者：オンライン手続き講座、デジタル終活、IT リテラシー講座 等
- ・防災：防災・減災セミナー、まちの防災マップ作成、映像でみる防災 等

ウ．実施場所・回数については、区内 28 地区において、各地区 1～2 回程度実施することとし、基本的には地区会館や区民集会所などの区民集会施設を実施場所とすること。

エ．講座 1 回の参加者数は 10 人～30 人程度とし、開催時間は 1 時間～2 時間程度とすること。

オ．講座の実施にあたっては、企画、会場手配、周知、申込受付、当日運営など、実施にかかる業務全てを担うこと。

カ．申込受付は電話、インターネット、FAX などにより対応すること。

### (iv) 利用状況調査及び改善提案

ア．Wi-Fi サービスの提供によって得られる利用のログデータ等（個人情報を除く）の分析、利用者アンケートの実施によるニーズ調査、他自治体や民間における効果的な Wi-Fi の活用事例の調査・分析などを行い、Wi-Fi の利用促進等に係る改善施策の提案を区に対して行うこと。

イ．Wi-Fi 利用のログデータについては区より提供する。

## (4) 履行期間

令和6年度：契約の日から令和7年3月31日まで（予定）

令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の契約は、当該契約の事業に係る区の予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

## 2 参加資格要件

次の（1）から（7）までの要件を全て満たす法人であること。

- （1） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
  - ① 履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）
  - ② 税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（発行日から3ヶ月以内）
  - ③ 提案を行う事業所が所在する都道府県が発行する「法人事業税」の納税証明書（発行日から3ヶ月以内）
  - ④ 財務諸表（過去2年間）
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- （3） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （4） 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- （5） 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- （6） 平成31年度以降官公庁において同種又は類似の業務を受託した実績を有すること。
- （7） 世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

## 4 提案書を特定するための評価基準

- （1） 実施体制に関する事項
  - ・本業務を遂行するにあたり、業務責任者などの実績・経歴等は十分か
  - ・配置人員、役割、区との連絡体制等は適正なものとなっているか
- （2） 同種・類似業務の実績
  - ・これまでに同種・類似業務の実績を有しているか

(3) 実施方針

- ・Wi-Fiの利用促進に向けた方針が、区民のデジタルデバイド解消、区民の生涯学習等の活性化に寄与するものとなっているか
- ・想定スケジュールが適切で実現可能なものとなっているか

(4) 利用者・施設からの問い合わせ対応

- ・利用者や施設からの各種問い合わせに対して、効果的かつ効率的に対応できる体制を構築できているか

(5) Wi-Fi マップの制作・周知

- ・Wi-Fi マップについて、区民が分かりやすいデザイン・内容・構成案となっているか
- ・区民への効果的なPRとなっているか

(6) Wi-Fi 利用促進講座の開催

- ・講座のテーマと内容が、子ども・若者、子育て世代、高齢者など様々な属性の方が参加でき、かつ、魅力的なものとなっているか
- ・実施場所、回数、参加人数について、地域に偏りなく、多くの区民が参加でき、かつ、現実的なものとなっているか
- ・効果的かつ効率的な運営を実施できるフロー・体制となっているか
- ・地域との連携により、講座実施後に、区民集会施設等でのWi-Fiを活用した自主的な活動が広がるような仕掛けがあるか

(7) 利用状況調査及び改善提案

- ・調査内容及び分析の手法が有効かつ実現性があるか

(8) 見積金額の妥当性

- ・見積内容、積算の内訳が妥当であるか

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 政策経営部 政策企画課（東棟4階407番窓口） 担当 三原、宮城  
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号  
TEL：03-5432-2035、FAX:03-5432-3047  
E-mail：[SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和6年9月5日（木）～令和6年9月17日（火）正午  
（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和6年9月17日（火）15時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和6年10月11日（金）正午（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

## 6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成・提出等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 提案書の提出後であっても、審査に必要な場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会の構成員は次のとおり。
  - ①政策企画課長 小泉輝嘉
  - ②DX 推進担当課長 齊藤真徳
  - ③副参事（DX 担当） 會田孝一
- (16) 詳細は説明書による。